

宮城県と株式会社七十七銀行との包括連携協定

宮城県（以下「甲」という。）と株式会社七十七銀行（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地方創生の推進と県民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な相互連携と、協働による活動を推進し、人口減少社会における地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、地方創生の推進及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）産学官金の連携促進に関すること。
- （2）ものづくり産業等の振興に関すること。
- （3）農林水産物の販路拡大等に関すること。
- （4）デジタル化の推進に関すること。
- （5）地域医療の確保に関すること。
- （6）その他地方創生の推進及び県民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たって、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和3年1月27日

甲 宮城県知事

村 井 嘉 浩

乙 仙台市青葉区中央三丁目3番20号
株式会社七十七銀行
代表取締役

小 林 英 文